

学校へ不審者侵入時の危機対応

土佐清水市立幡陽小学校

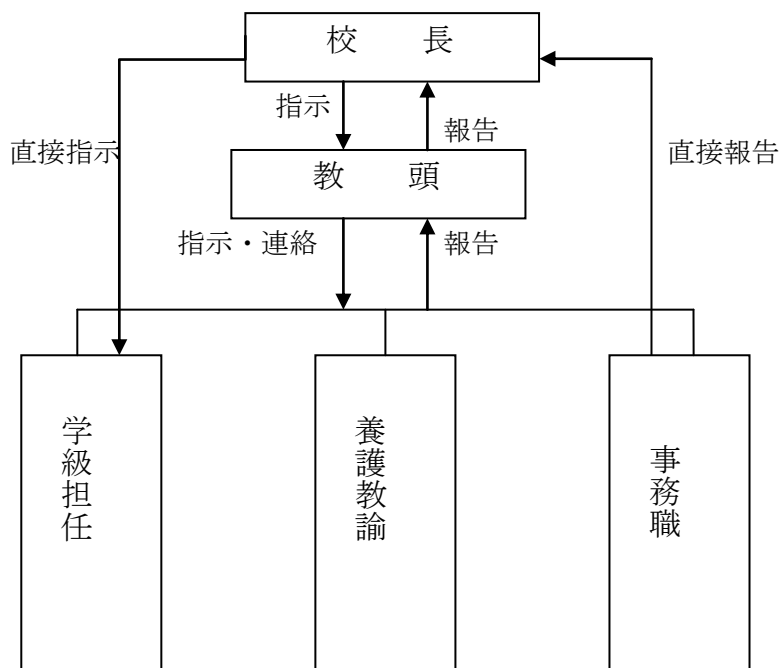
1、ねらい

児童の生命を守り、安全を確保するとともに、避難誘導等、教職員が迅速かつ組織的に対応できるように危機管理意識を高める。

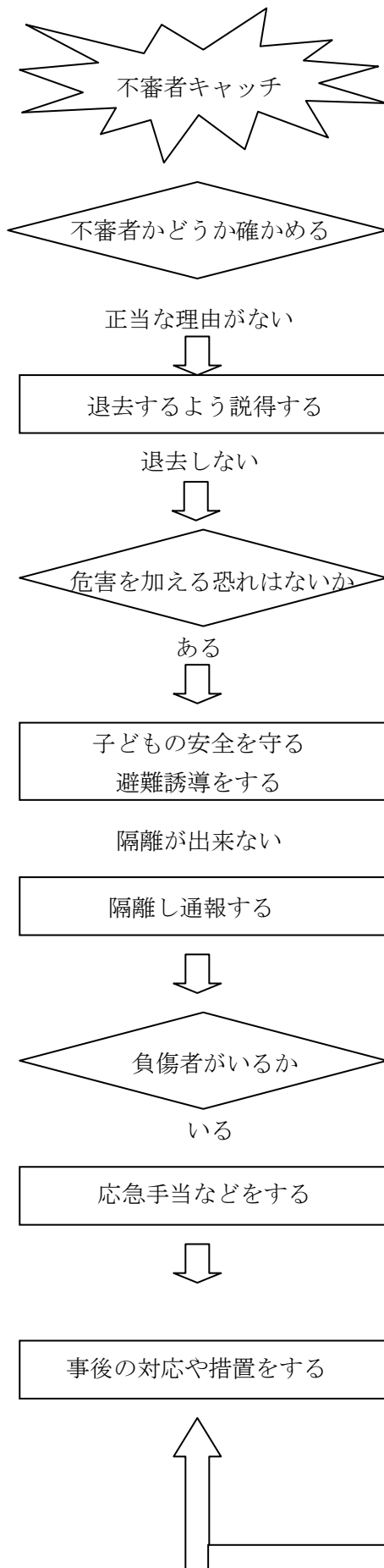
2、危機対応体制（役割分担）

全体指揮	校長	・警察や報道機関への対応、教育委員会への連絡
指揮・外部対応	教頭	・教職員への報告、PTA等の関係者への連絡報告
不審者への対応	発見者・応援の教職員	
避難誘導・安全確保	学級担任	・児童への避難誘導、安全確保、保護者への引渡し、家庭訪問等
保護者への連絡	学級担任・級外担任	
応急処置・医療機関への連絡	養護教諭	・けがをした場合の応急処置、医療機関との連絡調整
電話対応・記録	事務職員	・各種連絡等
安否確認（教頭報告）	教頭（全体） 学級担任（学級） 級外教職員（校内外巡視）	

3、危機対応指揮系統図



4、危機対応マニュアル



- ・児童からの通報
- ・職員が発見
- ・偶然に発見

- ・声をかける
「何か御用ですか」「どちら様ですか」
- ・訪問用件や名前を聞き取る

- ・丁寧に相手から1m～1.5m離れて対応

- 退去した → 再侵入しないか監視

- ・危険物の所持品（刃物、棒、液体（灯油、ガソリンなど）、荷物（異常なふくらみ）、言動で判断

- ・教職員へ緊急連絡（児童の安全確保と避難）
- ・複数の教職員で対応、別室へ案内
- ・110番通報
「幡陽小学校です。男（女）が侵入して（暴れて）います。すぐ来てください。」
- ・防御する
〈応援を求める〉教職員や全校へ大声や校内放送
〈移動を阻止〉さすまた、清掃用具、消火器、椅子、机など
- ・子どもの掌握と安全確保
〈授業中〉担任（担当者）が守る
〈授業外〉前時担当者が守る。近くの職員が守る。
- ・避難誘導する。
〈教室で待機させたり、体育館へ避難させる〉

- ・119番へ通報
- ・到着までに応急手当
- ・全児童への心のケアの手当て

- ・情報の整理と提供
- ・保護者などへの説明
- ・心のケア
- ・教育再開準備
- ・報告書の作成
- ・災害共済給付請求
- ・再発防止策の実施

5、具体的配慮事項

(1) 不審者のキャッチについて

○児童等からの情報

児童等から「いつ」「どこで」「どのような人」「どのような状況」かを確認する。

○教職員が発見

「いつ」「どこで」「どのような人」「どのような状況」かを確認する。

児童等、通報装置、携帯電話、あるいは近くの教職員等を介して、職員室に通報するとともに児童等の安全を確保する。

(2) 不審者の認識について

○声かけにより不審者の認識をする。(この時、人権に配慮する必要がある。)

児童等からの情報の場合は、男性教員等が複数でかけつけ、不審者との対応をする。

(「どちら様ですか」「何かご用ですか」等、丁寧に訪問用件を聞く。)

職員室等への連絡がすぐできるよう、携帯電話等を携帯する。

(3) 不審者への対応について

○不審者への直接対応

・複数教職員で行ない、他の教職員は周辺の安全な避難ルートや避難場所の確保にあたる。また、刺激せずに落ち着いて話しかける。

・直ちに学校外に退去するよう促す。応じない時は、警察が来るまでの時間を確保する。

・危険物を所持している場合は、警察に通報するとともに、校内放送等で児童に緊急放送等をする。机、椅子、清掃用具、さすまた等を使い距離を置いて対応し時間を確保する。

○不審者の侵入を知らせる放送

・緊急連絡先を確認

・児童については放送で教室又は安全な場所に誘導する。

○児童等を安全な場所に誘導する放送

・場所を指示し、速やかに移動させる。

・避難場所での人員を確認し、入り口等を巡回し、安全の確保に努める。

○授業中の場合

・トイレ、保健室等に行っている児童がいないかどうか確認する。

・所在が不明な児童については、職員室に連絡する。

・授業中の教員は、不審者のいる場所から安全な避難ルートを想定し、児童等にも説明をして待機して、放送での指示を待つ。

○休み時間の場合

・放送ですべての児童等に教室又は安全な場所に移動するように指示した後、担任は人員確認を行なう。(担任が外部勤務中などは前時間指導教諭が指示にあたる。)

・担任は不審者のいる場所から、安全な避難ルートを想定し、児童等にも説明をするとともに、放送での指示を待つ。

(4) 不審者の反応によって

○けが人が出た場合

・応急措置を施し、救急車で搬送する場合は、付添い人を必ず乗車させる。

・けがをした児童等がいれば、その保護者に連絡をする。

○その他の児童等への対応

・教育委員会と協議の上、児童の下校等を判断する。(集団下校も考える。)

・教職員、保護者及び自治体等の地域の関係者等による下校路の安全確保。

・児童の引渡し、場合によっては学校に待機させる。

(5) 事件後の対応として

・速やかに教育委員会と協議の上、保護者会を開き説明をする。

・事件の経過や、その後の学校の方針を示す。

・必要に応じて、警察、保護者及び地域の関係者への巡回の要請、カウンセラーの要請等を検討する。

6、日常における安全確保対策

(1) 来訪者の確認

学校への出入り口は一ヵ所であるが、正門周りは垣根、フェンス、門扉等がないので入りやすい。また、休日などは公園的な活用もされ常時人の出入りがある。平日には、業者の出入りや、保護者の出入りも自由にあり、職員室からは入り口や駐車場が死角になるので、状況を判断し、不審な行動等が見られれば注意をし、早めに職員室まで連絡する。特に1階教室へは出入りが容易なので、来訪者等には特に気をつける必要がある。

(2) 校内巡視体制

始業前、放課後、授業中、休憩時間等における校内巡視について、職員室や教室等への移動時に各教職員が校内の様子に気をつけながら、校内巡視をする。特に1階教室等へは注意をする。

(3) 登下校時における安全確保

- ・定められた通学路による登下校の指導（全体、学級指導）
- ・通学路の点検と危険箇所の把握。
- ・入学時の早い時期に通学路を確認し、学校と保護者が共通認識を図る。
- ・PTAの街頭指導等で協力を依頼する。
- ・子ども110番の説明等。

(4) 校外学習や学校行事等における安全確保

校外学習における児童等の安全確保について注意をして計画を立てる。

- ・事前計画と現地の安全確保
- ・野外（校外）教育活動計画を提出。
- ・児童等への事前指導、緊急時の連絡方法等
- ・携帯電話等の連絡方法の確保

(5) 学校外から不審者情報が入った場合の対応

1) 不審者情報のキャッチ

- ・何処からの情報か、時間、場所、状況等を整理

2) 情報の確認（正しい情報を知る）

- ・警察、教育委員会に連絡、他の学校と連携し情報交換

3) 学校の対応（学校時間内、放課後）

- ・緊急対応、協議（情報交換、状況判断、教職員の招集）
- ・協力要請（警察、区長場、駐在、教育委員会等）
- ・下校指導（場合によっては、児童の一時待機）
- ・保護者への連絡、児童の引渡し（引渡しカード、連絡網の活用）

7、学校周辺で事件があった場合（事件後）の対応

1) 警察等からの情報収集と状況判断

2) 安全確保が困難な場合、教育委員会との協議